

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立甲ノ原中学校  
校長氏名 酒井 章



令和8年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 甲ノ原中学校の教育目標である「生徒が心身ともに健康で、自ら学び、知・徳・体ともに向上し、人間性豊かな社会人に成長することを願い、向上心・思いやりの心・健やかな体を育成する教育を推進する」を踏まえ、生徒が自身の特性を理解し、学習上、生活上の困難を改善・克服する意欲や姿勢を育む。
- (2) 生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、在籍学級における学校生活の充実を図る。
- (3) コミュニケーション力や社会性の向上を図り、自己肯定感や自己存在感を高める。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 生徒の障害の実態に即した指導形態の選択や環境整備をすることで、指導の個別化・最適化を図る。
- (2) 学校生活の充実をめざして、家庭や地域、関係機関と連携を取り、連携型個別指導計画と学校生活支援シート等を活用して組織的な指導、支援を行う。
- (3) 生徒一人ひとりの課題に応じた指導、支援を行うため、ICT機器を活用する。

3 指導の重点

- (1) 生徒の特性を理解して寄り添った指導を行い、情緒の安定を図る。
- (2) ロールプレイなどのソーシャルスキルトレーニングを行い、自己理解、他者理解を深める。
- (3) 生徒の認知特性に応じて、「記憶力」「見る力」「聞く力」「想像する力」「集中力」を伸ばす。

4 その他の配慮事項

- (1) スクールカウンセラーや巡回心理士など専門家との協議の結果を踏まえて校内委員会で検討を行った内容を巡回指導教員や保護者と共有し、指導内容の共通理解を図る。
- (2) 生徒、保護者の希望や、在籍学級の授業を考慮したうえで特別支援教室の時程を設定する。
- (3) 特別支援教室の役割や運営について情報発信を行い、生徒が安心して特別支援教室を利用できるよう、各家庭や地域の理解を促すとともに連携を図る。